

GPE福祉の学校

初任者研修科目免除規定

1 免除科目及び時間

免除科目及び免除時間は次のとおりとし、各免除科目において免除することのできる内容((1)ア及び(2)アについては除く。)は、取扱細則別添2または別添7のとおりとする。

(1)介護初任者研修課程

ア 介護業務に従事した経験のある者(要綱第8条第1項及び第2項に定めによる実習を行う)

ことができる施設において、過去3年以内に介護の業務に従事した期間が通算365日以上であり、かつ、実際に就労した日数が通算して180日以上であるものをいう。以下同じ。)

区分	免除科目	最大免除時間
実習	9.こころとからだのしくみと生活支援技術 (「Ⅱ生活支援技術の講義・演習」に限る) 75時間	(12時間)

イ 生活援助従事者研修を修了している者

区分	免除科目	最大免除時間
	1.職務の理解 (6時間)	2時間
	2.介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)	6時間
	3.介護の基本 (6時間)	4時間
	4.介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)	3時間
	5.介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)	6時間
	6.老化の理解 (6時間)	6時間
	7.認知症の理解 (6時間)	3時間
	8.障害の理解 (3時間)	3時間
	9.こころとからだのしくみと生活支援技術 (75時間)	24時間
	Ⅰ 基本知識の学習 (10～13時間)	7.5時間
	Ⅱ 生活支援技術の講義・演習 (50～55時間)	14.5時間
	Ⅲ 生活支援技術演習 (10～12時間)	2時間
	10.振り返り (4時間)	2時間
	合計	59時間

ウ 入門的研修を修了している者

区分	免除科目	最大免除時間
講義・演習	3.介護の基本 (6時間)	6時間
	6.老化の理解 (6時間)	6時間
	7.認知症の理解 (6時間)	6時間
	8.障害の理解 (3時間)	3時間
	合計	21時間

エ 認知症介護基礎研修を修了している者

区分	免除科目	最大免除時間
講義・演習	7.認知症の理解 (6時間)	6時間

イ 技術の習得を確認するもの。

実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル。

【表記】

・「～できる」「実施できる」

教室での実技を行い確認することが考えられる。

ウ 各科目の「内容例」

各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」「内容」は、各科目の内容について例示したものである。